

記者発表資料	
平成 29 年 10 月 27 日	
担当課 (担当者)	道路課 (岡)
電話 (内線)	20-3260 (2780)

除雪計画の見直しを行い、 市民生活の安心・安全を図ります！

～平成29年2月の豪雪を踏まえた取り組み～

平成29年2月の豪雪では、除雪が間に合わず、市民生活に支障をきたしました。それをふまえ、下記の除雪計画などの項目について見直しを行っています。国、県及び関係機関と連携を図りながら、市管理道路の除雪を適切に実施し、市民生活の安心・安全と経済活動の確保を図ります。

記

1. 除雪路線や除雪作業基準などの見直し

①大雪時の重点除雪区間の設定(11月上旬決定)

- ・除雪路線それぞれの役割を検証することで、大雪時の除雪重点区間を決定する。(鳥取大学と共同研究)
(主要な幹線並びに重要な防災拠点、補完的な幹線並びに主要施設、孤立集落へアクセスする道路)

②除雪路線の追加(10月末決定)

- ・新たな施設などを考慮の上、除雪路線の追加を行う。(保育園、給食車搬入路線等)

③除雪作業出動基準の見直し

- ・除雪作業出動基準を昨年度までは積雪深が15cm見込まれる場合としていたが、今年度より10～15cm程度見込まれる場合と幅をもたせることで、素早く除雪に対応できる体制とする。

④エリア内に複数除雪業者を配置

- ・昨年度までは1エリアに1業者を配置していたが、1エリアを拡大して3業者程度を配置することで、大雪時の重点除雪区間の集中除雪や機械故障などのトラブル時の救援に対応できる体制とする。

2. 除雪に係る情報収集・情報発信の強化

①除雪機械 GPS 管理システムの整備

- ・全除雪機械(約160台)にGPS端末を搭載し、各路線の除雪進捗状況を把握する。除雪状況の問い合わせや除雪機械のトラブル時などに適切な対応や指示ができる。

②道路情報の収集と情報提供

- ・公式ウェブページの地図情報サービスに除雪路線を掲載し、市民等へ情報提供する。
- ・細見線、滝山開拓線の2路線に、ライブカメラと雪量計を設置し、鳥取県の「雪みちなび(ライブカメラ)」を活用することで、交通状況や積雪状況を把握する。

3. 小型除雪機の増強による除雪の強化

①小型除雪機貸付による生活道路等の除雪の増強

- ・現在333台の小型除雪機を貸付しているが、今年度より3年かけ年次的に増強する。(今年度50台、3か年で128台を予定)

②小型除雪機運転講習

- ・地域でも小型除雪機を運転する人が限られており、小型除雪機の運転講習会を2日間(10月、11月)開催することにより、小型除雪機の運転できる人を増やす。

③小型除雪機の点検

- ・貸付けしている小型除雪機の延命化を図るため、本年度より3年に1度、市が定期点検を行う。(今年度119台)